

(設置及び対象河川)

- 第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「天神川圏域 県管理河川の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 この協議会で対象とする河川は、三徳川、東郷池、由良川のほか、一級河川天神川水系及び鳥取県中部の二級水系のうち、鳥取県管理区間とする。

(目的)

- 第2条 協議会は、鳥取県管理河川における堤防の決壊、越水や越波等に伴う浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の実施事項)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
 - (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
 - (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の検討及び実施状況のフォローアップ
 - (4) その他、大規模水害に関する減災に関して必要な事項

(協議会)

- 第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
- 2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないことができる。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の事務局は、鳥取県県土整備部河川課に置く。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

- (附則) 本規約は、平成29年5月17日から施行する。

平成30年2月 8日改正

平成30年5月14日改正

令和2年5月 改正

別表 1

天神川圏域 県管理河川の減災対策協議会

- (委 員) 倉吉市長
三朝町長
湯梨浜町長
琴浦町長
北栄町長
鳥取中部ふるさと広域連合 消防局長
国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長
気象庁 鳥取地方气象台長
鳥取県 危機管理局長
鳥取県 企業局長
鳥取県 県土整備部長
鳥取県 中部総合事務所県土整備局長
- (オブザーバー) 国土交通省 中国地方整備局 河川部
- (事務局) 鳥取県 県土整備部 河川課

別表 2

天神川圏域 県管理河川の減災対策協議会幹事会

- (構成員) 倉吉市 防災調整監
三朝町 危機管理局長 総務課 参事
湯梨浜町 総務課 防災担当参事
琴浦町 総務課長 危機管理監
北栄町 総務課長
鳥取中部ふるさと広域連合 消防局 警防課長
国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 副所長
気象庁 鳥取地方气象台 防災管理官
鳥取県 危機管理局 副局長
鳥取県 企業局 工務課長
鳥取県 県土整備部 次長
鳥取県 中部総合事務所 県土整備局 計画調査課長
鳥取県 中部総合事務所 県土整備局 河川砂防課長
- (オブザーバー) 国土交通省 中国地方整備局 河川部
- (事務局) 鳥取県 県土整備部 河川課